

平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。第1条で「現在もなお部落差別が存在する」と明記され、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」法律です。当市では、この法律の具現化に取り組んでいます。

毎年、市内各地で人権・同和教育小地域懇談会が開催されていますが、「部落問題について学習や啓発をせず、そっとしておいた方がよい。ほっとしておいたら、差別は自然になくなっていく」という意見が出る場合があります。平成26年度に当市で実施した人権問題に関する市民意識調査でも「同和教育は、どうすれば解決できると思いますか」という設問に関して、「教育・啓発を行い、自ら行動していく」と考えている人が65%であるのに対し、「そっとしておくのがよい(20%)」「自然になくなる(17%)」という回答が見られました。今回はこの「寝た子を起さずな論」の誤りについて考えてみましょう。

まず第一に、歴史的実情が

この考え方を否定していません。明治になり、近世の差別が「近代の部落問題」に再編され、差別の現実はより厳しくなりました。「解放令」が出た後も、部落問題は国を挙げてそっと静かに放置され続けられました。その結果、部落差別は解消したのでしょいか。耐えてそっとしておいても、厳しい状況であったため、解放令から50年を経て、水平社は立ち上がったのです。

第二に「知らない人は、知らずに生きていく」という前提がありえないということです。市民意識調査では、部落問題について学校の授業で知った人が一番多いのですが、学習の場以外で出会っている人も多くいるという結果が出ています。教育・啓発の場での正しい情報の伝達をやめてしまうと、インターネットの世界や、家族や友達などの私的な場での間違った情報だけがさらに広がってしまうことになりかねません。

部落差別解消推進法を「絵に描いた餅」にすることなく、法律を活用し、命を吹き込んでいくのは、私たち一人一人の市民です。

1月26日(金)は「文化財防火デー」

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が焼損しました。その後も貴重な文化財の火災が相次いで発生したことから「文化財

防火デー」が定められました。

貴重な文化財を火災などから守るためには、関係者の努力だけでなく、地域住民一人一人が日常の心配りを積み重ねていくことが必要です。

氷見分団蔵置所が完成しました

昨年6月から建設を行ってきた消防団氷見分団蔵置所が完成。11月26日には、地域の方も集まり竣工式が行われました。今後、この新たな施設を拠点に防災・減災活動が一層推進されることを期待しています。



口頭指導技術発表会を初開催！

昨年11月24日、西消防署にて東予地区で初めての口頭指導技術発表会を開催。口頭指導とは、通信指令員が通報者に口頭で応急手当の方法を伝えることです。119番通報を受ける通信指令員の技術の向上で、救命率上昇につなげていきます。

